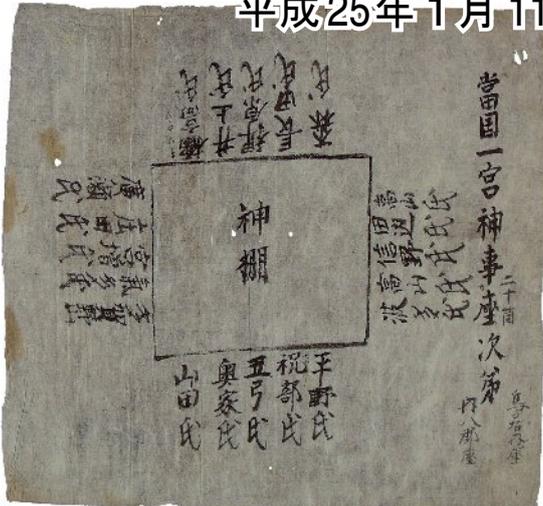


備後国恵蘇郡南村大宮八幡宮神主 堀江家の古文書

平成25年1月11日(金) — 3月15日(金)



昨年(平成24年)11月に、旧高野町(現庄原市)で神主を代々勤めた堀江家に伝来する古文書が当館に寄贈されました。堀江家が神主を勤めたのは、庄原市高野町南に鎮座する「大宮八幡宮」で、古くから地元での尊崇を集めてきた神社です。堀江家歴代は、世襲の神職として、この神社に仕え、何百年もの間、古い伝統と文書類を守ってきました。

寄贈された古文書は、室町時代から近年に至るまでの長期間にわたっており、『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』には、そのごく一部分が「堀江文書」として活字化されています。本格的な整理は今後に待たなければなりません。今回の収蔵文書紹介では、比較的古い部分を中心に、堀江家文書の一端を紹介します。

参考文献

藤井昭著『宮座と名の研究』(雄山閣出版、昭和62年)
堀江寿美著『広島県比婆郡高野町大字南鎮座 大宮八幡宮史』(平成9年)

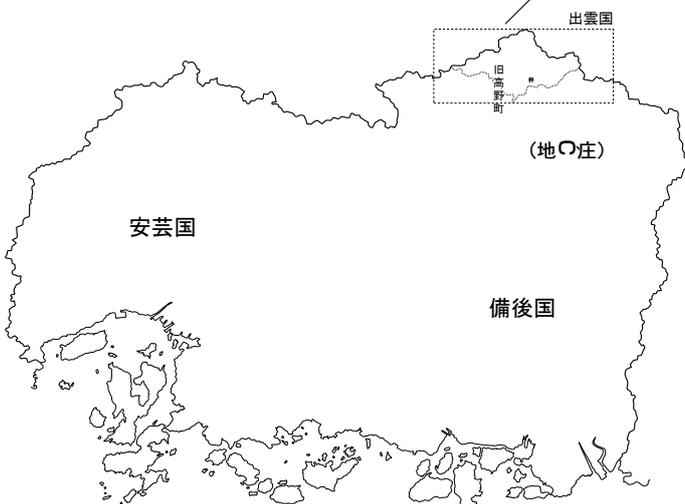
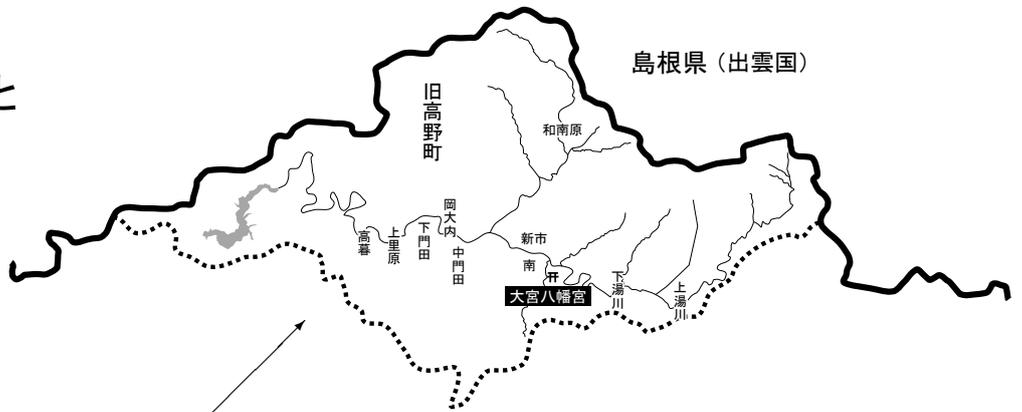
(担当 長沢洋)

大宮八幡宮について

大宮八幡宮は、江戸時代の恵蘇郡高野山組11ヶ村(旧比婆郡高野町域)の惣領守として近隣の信仰を集めた神社であり、社叢は県の天然記念物に指定されている。所在地から南八幡神社と呼ばれることもある。古くは高棟神(古事記に出てくる神)を祀っていたと伝える。のち、石清水八幡宮が勧請され、さらに、地の庄地頭職山内通資が入部して鶴岡八幡宮が勧請されると合祀されて、以後、山内氏およびその同族と見られる多賀山氏と深い関わりを持つようになった。江戸時代に入り、山内氏や多賀山氏との関係がなくなった後も、神主堀江氏によって当社は高野山組の惣領守として維持され続けた。

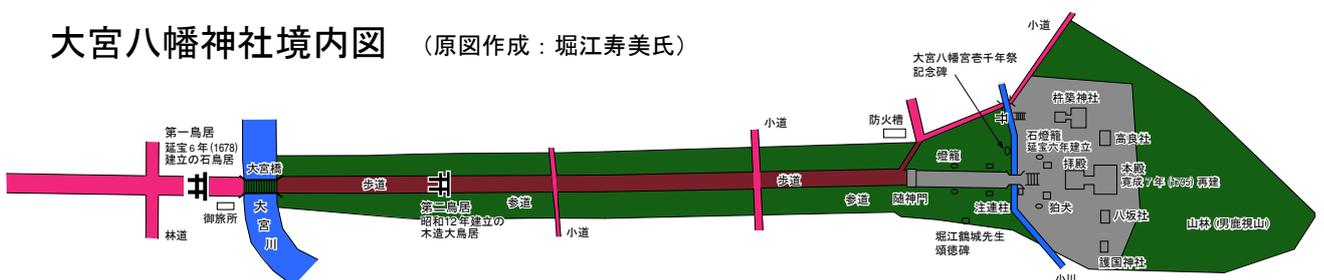
当社の祭事は、宮座組織によって担われていたことが知られている。「宮座」とは、氏子の中の特権的なメンバーが構成する一種の祭事組合で、日本各地(特に近畿・中国)に広く見られるものである。大宮八幡宮の場合、特徴的なのは、宮座の存在を示す室町時代の古文書が堀江家に伝来していることであり、中世の祭祀組織の研究者からも注目されている。

大宮八幡宮と旧高野町域



大宮八幡宮参道
(堀江寿美著『広島県比婆郡高野町大字南鎮座 大宮八幡宮史』より)

大宮八幡神社境内図 (原図作成：堀江寿美氏)



二番	宗ね	宗ね
三番	上うし、なかせ、かねを	あきたに、との丸山
四番	しけみつ	宗もり
五番	東かいち	
六番	さうかいち	
七番	かうはら	
八番	たけもり	
九番	井のたに、国しけ	
十番	た、ら原	
十一番	たわら原	
代江以上忠吉		

南御頭之次第事

宗ね

上うし、なかせ、かねを
あきたに、との丸山

しけみつ

宗もり

東かいち

さうかいち

かうはら

たけもり

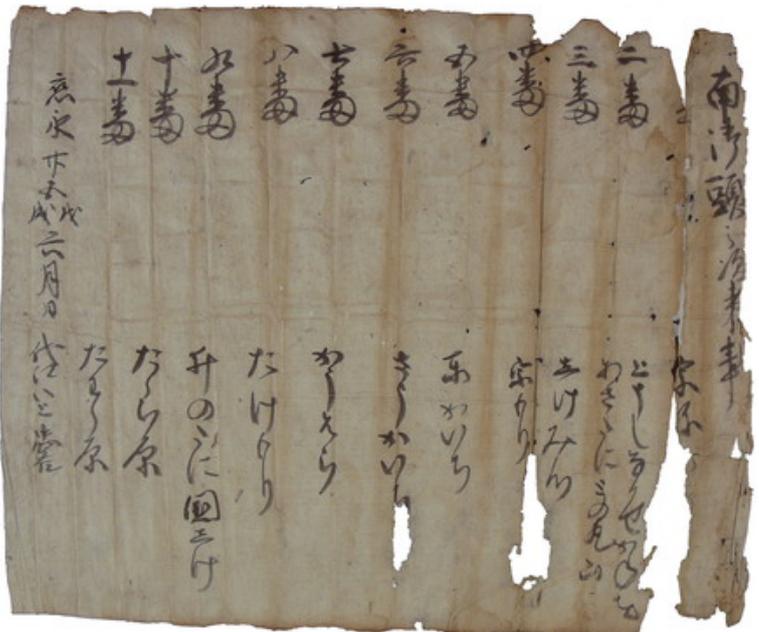
井のたに、国しけ

た、ら原

たわら原

代江以上忠吉

應永廿五 戊戌六月日



南御頭之次第事 應永25年(1418)6月

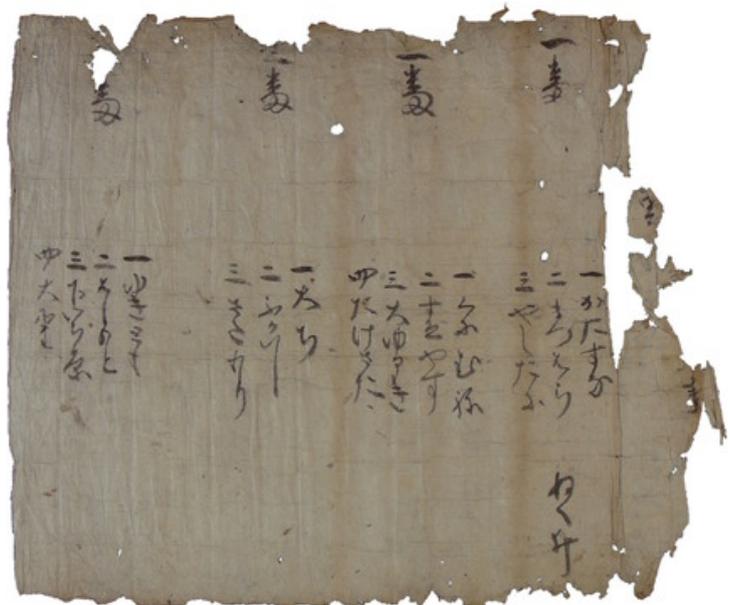
堀江家文書中で最古の年代の文書である。冒頭にある「御頭」とは、「頭役」とも呼ばれ、神事や祭礼の際に中心となる世話役のことである。南(南八幡宮=大宮八幡宮)では、地名や名の名前で示される11の集団が祭事の頭役を勤めうるメンバーとして宮座を構成していたことが、この文書によって知られる。

一番	一かたすな	二まつはら	三やしたに	四くにむね	二すゑやす	三大ゆるき	四たけさた	一 大ち	二 ふかいし	三 きたもり	四 一ゆきとも	二 はしもと	三 下いち原	四 大野
二番														
三番														
四番														

八幡宮頭役之次第事

ぬく井

(以下欠)



八幡宮頭役之次第事 (年未詳)

大宮八幡宮の頭役の順番を書き上げたもの。原本は大きく破損しているが、写しによって七番までは判明する。各番は3~4個の名によって構成されているが、應永25年の文書とで連続するものは少ない。これは、旧来の名が解体し、新たに祭祀を担える集団が登場したことと関係があると考えられている。

なお、この文書の年代については、應永から約100年後と見る説と、正長年中(1428~1430)頃と見る説がある(前者は堀江鶴城・藤井昭説、後者は堀江寿美説)。

初九日御祭之入米事 長禄4年(1460)9月19日

大宮八幡宮の例祭である「初九日御祭」の際の入米を「古帳」と照らし合わせて書き上げたもの。末尾は失われているが、作成者は山内通忠やまのうちのちただであるとされ、山内氏の祭礼への関与を示すものである。

ここに書き上げられた米は、祭事に必要な全部ではなく、山内通忠が関わった部分のみと考えられている。

米かしの時 米をとぐ時
御ふく水 神酒
けんと 献詞
かいむけ 神迎えの儀
ひさけ 銚子
けんとさんまい 献詞散米
米(散米は神事を行う時に神前にまき散らす米のこと)
御のうらい 直会(払い下げられた神饌物の共同飲食のこと)
御のつと御へいはく 御祝詞御幣帛

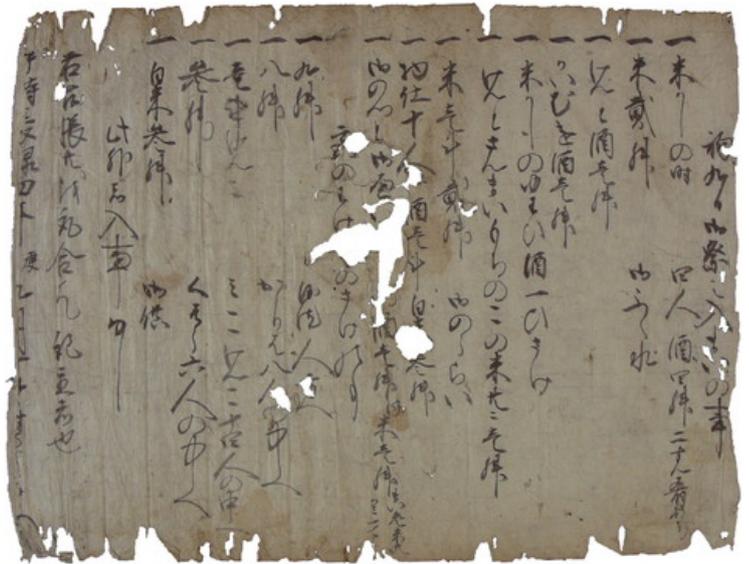
かミーてう 紙一帖
沙汰人 初九日御祭の諸準備の総括をした人
かりは 初九日御祭に供える鳥類・魚類を捕獲する人々
ミこけんこ ミこは神社に仕える巫女(巫女舞・巫女神楽等を舞う)・けんこは神社を警護する警護人
くそう 八幡宮新宮寺に仕える宮僧
御供 神に供える供物

(以上の語釈は堀江寿美氏による。下記も同じ)

八幡宮新献供入目注文 延徳4年(1543)9月20日

神主堀江五郎左衛門尉いりめが祭事に必要な供物や道具類を書き上げたもの。350枚の「かわらけ」が必要とされ、また、米の合計が1石以上となる点などから、祭事の規模を伺うことができる。

また、「大とう」「二とう」「三とう」の語があることから、頭役の制が複雑に進化していることが分かる。



初九日御祭之入米(米)の事

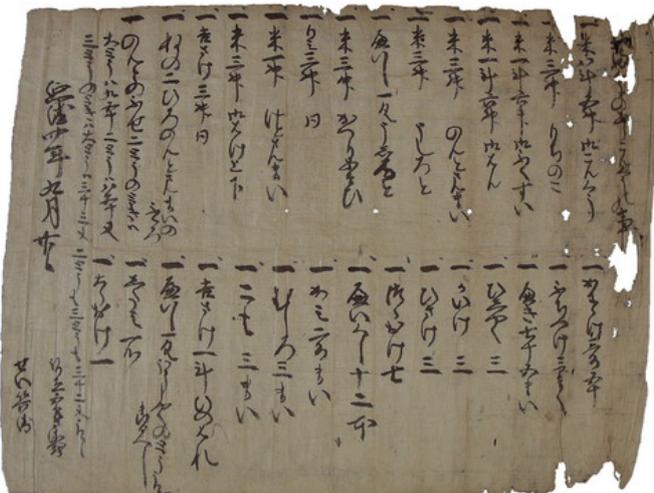
- 一米かしの時 四人、酒四舂、二すん肴あり
- 一米式舂 御ふく水
- 一けんと酒壺舂
- 一かいむけ酒壺舂
- 一米かしのゆわひ酒一ひさけ
- 一けんとさんまいもちのこの米共三二舂
- 一米壺斗式舂 御のうらい
- 一物仕十人ニ酒壺斗白米参舂
- 一御のつと御へい(はらひ)酒壺舂同米壺舂まい参共三

宮のわけ(方)のさけの事

- 一 沙汰人方へ
- 一 八舂 かりは八人の中へ
- 一 一舂斗けんこ ミこけんこ二十四人の中へ
- 一 一参舂 御供
- 一 白米参舂 御供

此外者入事なし
右古帳共を取合候て、記置者也、
于時長禄四年(庚)九月十九日(十九日)

山内通忠(花押カ)



八満(種)くうのあらこんくうの事

- 一米八斗五舂 御こんくう
- 一米三舂 もちのこ
- 一米一斗六舂 御ふくすい
- 一米一斗六舂 御はん
- 一米三舂 のんとさんまい
- 一米三舂 うしろと
- 一(瓶子)へいし一具 うしろと
- 一米三舂 かつりあそひ
- 一米三舂 同
- 一米一舂 けとさんまい
- 一米三舂 御はけ上下
- 一 吉さけ三舂 同
- 一ぬの二ひろのんとさんまいの ふくろ
- 一のんとふせ 二とうのときハ
- 大とう八九五十二とうハ五十五文 一ちうおけ
- 三とうのときハ大とうハ三十三文 二とうも三とうも三十二文にて候

延徳四年九月廿日

せい兵衛 堀江五郎左衛門尉

あらこんくう 新献供
へき 杉又は檜の材を薄く剥いだ板
ふちつけ 三方(さんぼう)
かいけ ひしゃくに似て少し浅いもの
うしろと 後戸の神(中世では社寺の後戸・縁の下及び床の下等は聖なる場所で、本尊を守る神々が居ると考えられていた)

へいくし 幣串
かつりあそひ 御旅(神輿御渡り)
御はけ上下 頭屋(頭役に当たった家)の入口・庭先に立てられる大幣(神居)を標示する
ひのはれ 祭日の饗応
へいし 瓶子(神酒を盛る器)
ほうしやくのとう ほうしゃく(地名)の当番
のんとふせ 祝詞のお布施

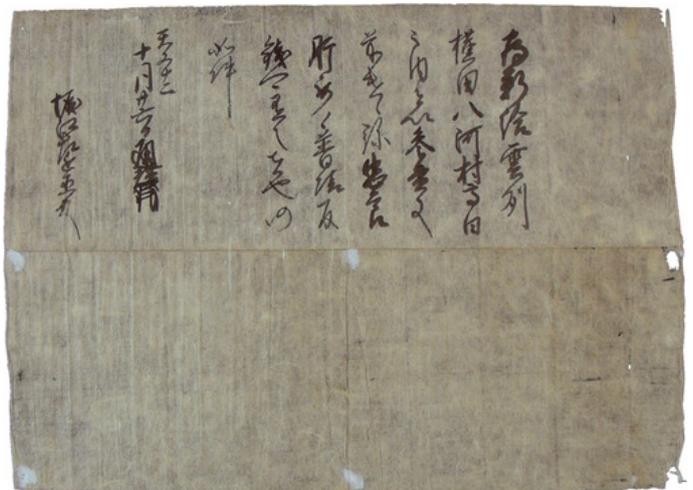
多賀山氏について

多賀山氏は、恵蘇郡の多賀山新市の葦山城に拠った武士で、地の庄地頭山内氏から分かれた一族と考えられている。

従来の説では、多賀山氏は山内氏庶家のひとつで、山内氏惣領の通資の弟通俊がその祖であるとされていたが、近年、『高野町史』（平成17年3月刊）はこれに疑義を呈し、多賀山氏は備後の国人領主であり、山内氏と同族ではあるが、直接の先祖は不明であるとしている。

多賀山氏は、周辺に家臣を配置するとともに、神主の堀江氏も被官化し、この地域に勢力を維持したが、出雲国境に近いために尼子氏との対立にしばしば巻き込まれている。

多賀山氏関係の古文書で現在確認できるものは、あまり多くないが、堀江家文書の中には、比較的まとまって多賀山氏からの発給文書が残されている。

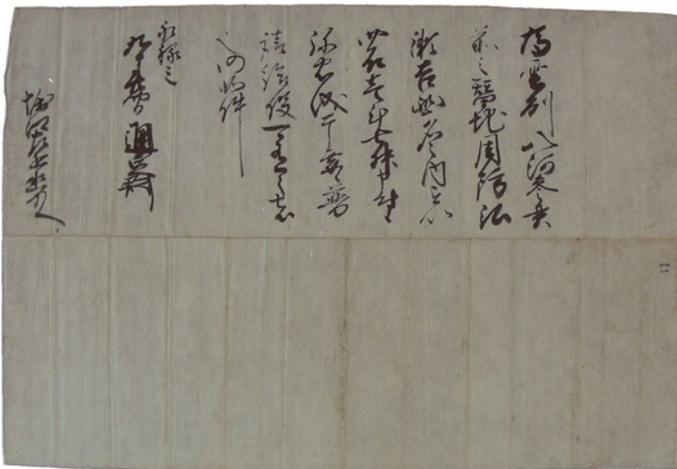


多賀山通統宛行状 天文12年(1543)10月26日

「雲州横田八河村」は、現在の島根県仁多郡奥出雲町八川である。多賀山氏は、この地域に権益を持っていたらしく、その一部を給地として被官の堀江氏に宛て行った文書である。

この年は、大内氏が出雲の尼子氏を攻めようとして失敗した年である。多賀山氏も、当然、この合戦に関わっていたが、多賀山通統は途中で尼子氏側に寝返ったとされている。堀江氏に給地を宛て行ったのも、この時の合戦と関係があると思われる。

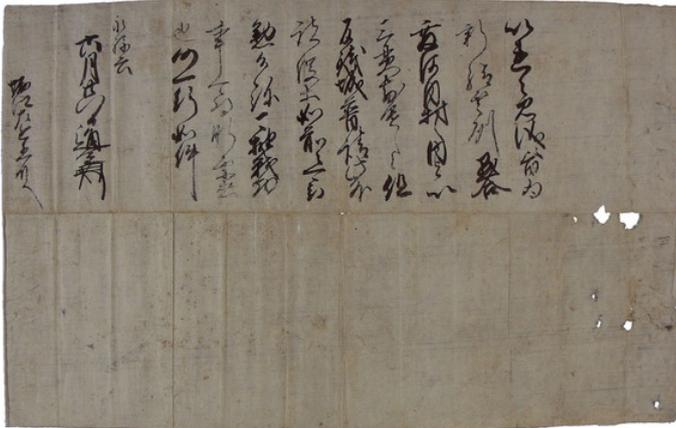
為「新給」雲州
横田八河村高日
之内を以、参貫文
前遣候、弥、忠節
肝要候、普請反
銭可「有」之者也、仍
如「件」、
天文十二
十月廿六日 通統(花押)
堀江左近丞殿
(定広カ)



多賀山通定宛行状 永禄3年(1560)9月24日

多賀山通定が被官の堀江左近丞(定忠)に、周防国弘瀬吉国名の内を宛て行った文書である。差出人の多賀山通定は通統の子。尼子・大内の抗争では、父とは反対に大内氏側につき、大内滅亡後は、毛利氏の旗下にあった。多賀山の地とは離れた周防国に領地を持ったのは、このためである。宛名の堀江左近丞(定忠)も通定と行動をともしたために、その一部を宛て行われている。

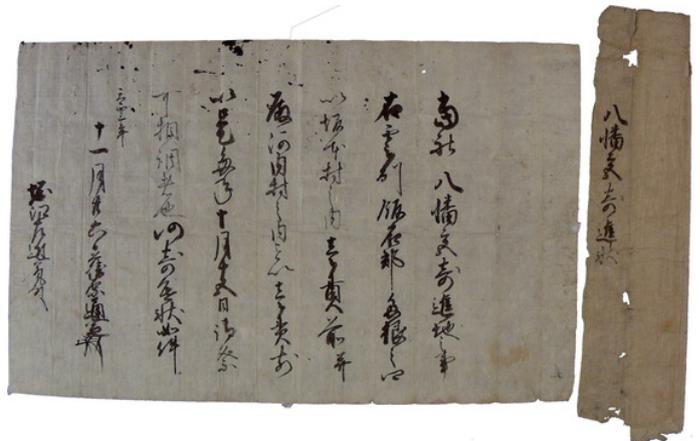
為「雲州八河参貫
前之替地」、周防弘
瀬吉国名之内を以、
四石壹斗七舛申付候、
弥忠儀干要候、普
請給役可有之者
也、仍如「件」、
永禄三
九月廿四日 通定(花押)
堀江左近丞殿
(定忠)



多賀山通定宛行状 永禄6年(1563)6月28日

「雲州懸合殿河内」は、現在の島根県雲南市三刀屋町殿河内。この年の前後は、毛利氏が出雲の尼子氏を攻略しようとしていた真っ最中である。多賀山通定とその被官であった堀江左近丞もこれに従っていたものと思われる。文書の冒頭に「連々忠義」とあり、また、末尾部分には「弥戦功を抽んずべき事」とあること、また、出雲国内の地が宛て行われていることから、多賀山氏を含む毛利方の勢力が尼子氏の領域に侵攻しつつある状況をうかがうことができる。

以「連々忠義之旨、為」
新給、雲州懸合
殿河内村之内を以
三貫前進之候、但
反銭城普請此外
諸役等、如前々可被
勲候、弥可抽「戦功」
事、可為「肝要」者
也、仍一行如件、
永禄六
六月廿八日通定(花押)
堀江左近丞殿



多賀山通定寄進状 天正3年(1575)11月26日

差出人の「藤原通定」は多賀山通定であり、多賀山氏の本姓が山内氏と同じ「藤原」であることが分かる。出雲国内の「多根之郷」の坂本村・殿河内村の一部が、大宮八幡宮の「十月十五日御祭」のために寄進されている。

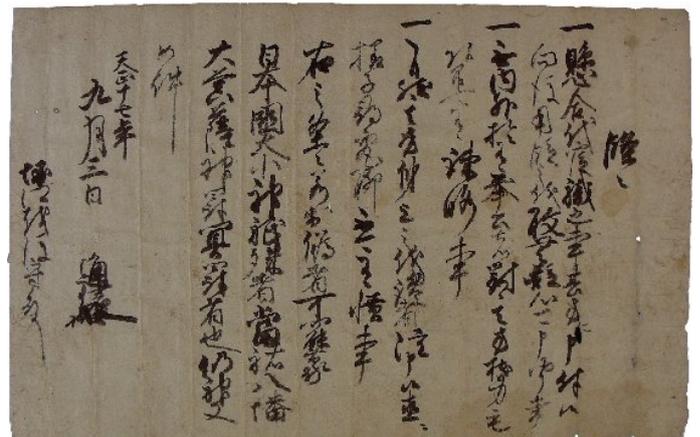
この10月15日の祭は、多賀山氏一族の武運長久と繁栄を願う趣旨のもので、大宮八幡宮古来の祭とは異なるものと考えられている。

「包紙上書」
「八幡宮 寄進状」
当社八幡宮寄進地之事
右、雲州飯石郡多根之郷
以坂本村之内壹貫前、并
殿河内村之内を以壹貫前、
以是毎年十月十五日御祭
可相調者也、仍寄進状如件、
天正三年
十一月廿六日藤原通定(花押)
堀江左近丞殿

條々
一懸合代官職之事、其方仁申付候、
向後用段之儀、敢無「疑心」可申聞事、
一無内外於有奉公者、对其方抽身毛
頭不可有「疎略」事、
一自然其方身上之儀讒者雖「申候」、直二
様子尋究、聊不可有「憤事」、
右之条々若於偽者、可罷蒙
日本国大小神祇殊者当社八幡
大菩薩神罰冥罰者也、仍神文
如件、
天正十七年
九月三日 通信(花押)
堀江越後守殿

多賀山通信起請文 天正17年(1589)9月3日

多賀山通信が堀江越後守(定順)に出雲懸合代官職を申し付けた際に出した神文形式の文書である。形式と書きぶりからして、多賀山氏と堀江氏の関係に何か懸隔が生じ、それを修復しようとしたものと考えられている。



神主堀江氏について

堀江氏の祖は、伝承によれば、波久岐の国造豊玉根命とされ、神託により高棟神を祀ったのが大宮八幡宮の始まりであると伝える。奈良時代の宝亀年間（七七〇～七八〇）に一族の磐祇が神主となつて以来、代々神主を世襲したという。

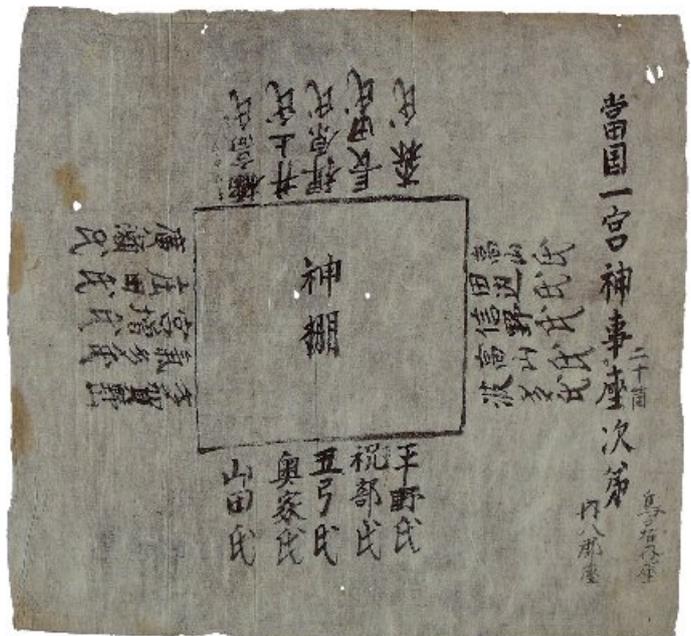
以上は伝承であるが、堀江氏は古くから当社の神官を世襲していたと考えて間違いない、室町期には備後国内での有力社家衆のひとつとされるに至っている。戦国期に入ると、堀江氏は神職を勤める一方で、この地を勢力下に置いた多賀山氏の家臣としての活動も見せるようになり、隣国出雲国内にも給地を持つようになっていく。

江戸時代になると山内氏・多賀山氏との関わりがなくなり、大宮八幡宮と堀江氏は領主からの直接の庇護によらずに、地域の惣鎮守として旧来の神事を守っていくことになった。

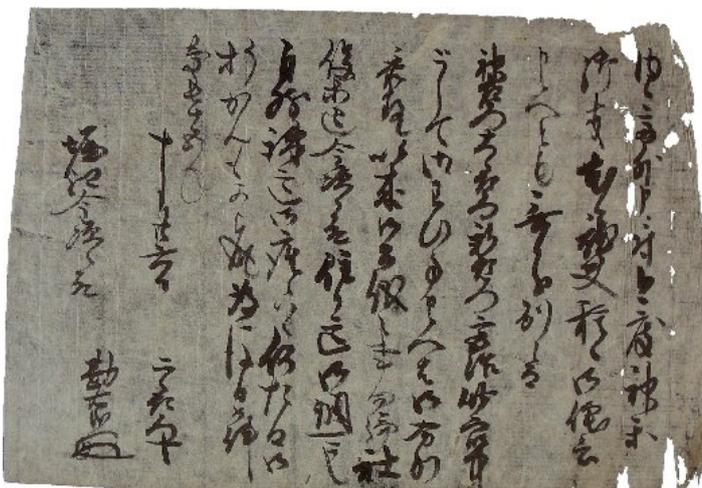
近世の村が成立していくと、堀江氏の下にあった村々の神主は独自の祭事執行の動きを見せ始めるようになり、地域内祭祀に対する堀江氏の統制力は相対的に低下したようであるが、時代の変化に対応しつつ、堀江家は地域内での格上の神主家としての地位を維持し続けた。

当国一宮神事座席次第 (年未詳)

備後国一宮の吉備津神社での神事に、備後国内での有力な社家の座席を定めたもので、この中に「多賀野山」の名が見える。他の諸氏に武士の名が見えないことから、この「多賀野山」は、武士の多賀山氏ではなく、大宮八幡宮の神主である堀江氏を指していると考えられている。堀江氏が備後国内の有力社家衆のひとつであったことが分かる史料である。



内々慮外申二付、今度神楽御支尤候、就夫種々御佗言申候へとも、無御分別候而、神左衛門 太郎左衛門 新左衛門 官治 此衆中として、御わひ事申候へは、御分別忝存候、以来御公儀之事勿論、社役等迄、金次郎殿任御意御調可申候、自然疎意御座候ハ、何たる御折かんも可被成候、為後日如件、
慶長十五年
十月廿六日
二郎左衛門(花押)
勘右衛門(花押)
堀江金次郎殿



二郎左衛門・勘右衛門連署押書 慶長15年(1610)10月26日

詳しい事情は不明であるが、神楽を行う際に、堀江氏に対して果たすべき役をサボタージュしたことに對する詫び状である。このような出来事は、堀江氏の持つ地域全体に対する統制が、江戸時代に入った頃から相対的に低下し、村々の神主が独自の動きを見せ始めたことの現われと考えられているが、一方で、堀江氏はなお、地域を取り仕切る格上の神主家の地位を維持し続けていた。

